

戦後琉球政府における海外移民政策の歴史と実態 (5)

石川友紀

I. はじめに

II. 第2次世界大戦後琉球政府の海外移民政策に対する玉城美五郎氏の見解

キーワード：第2次世界大戦後，琉球政府，海外移民政策，米国政府，日本政府

I. はじめに

沖縄移民研究センターの機関誌「移民研究」第17号（2021年刊）で同上テーマによる(1)、第18号（2022年刊）で同上(2)、第19号（2023年刊）で(3)、第20号（2024年刊）で(4)として、第2次世界大戦後沖縄県において日本本土よりいち早く海外へ移民を送り出した琉球政府による移民政策の歴史と実態を、玉城美五郎氏が所蔵していた琉球政府の移民関係資料より、時系列を追って記述してきた^{1) 2) 3) 4)}。その資料とは1948年（昭和23年）以降沖縄が日本復帰（1972年5月15日）し、沖縄県となって以後まで、年次ごとに詳細に記録された「海外移民関係重要記録」である。

この「海外移民関係重要記録」は同上様式による記述は51頁で終了している。この重要記録資料の53頁から56頁までは琉球政府の移民課長であった玉城美五郎氏の移民政策に対する見解が示されているので、本号で取り上げることにした。

II. 第2次世界大戦後琉球政府の海外移民政策に対する玉城美五郎氏の見解

一. 海外移住者の送出が不振になった理由

- 1, 琉球経済が飛躍的に発展して、一般的に生活レベルが向上して日々の暮らしが楽になったこと。
- 2, 受入国は経済的に後進国で、しかも政治的不安と経済的不況等によって、移住のための魅力が減ぜられたこと。
- 3, ブラジルが新規雇用移住者に所持金5千弗を要求していること。

二. 移住事業の反省事項

- 1, 1961年8月1日付の政府機構改革によって、海外移住事業の主管が社会局（現在の厚生局）から経済局に移管されたが、過去3年間において、その主旨の「経済政策の一環としての移住政策」がどのように推進されたか関係者各位が深く反省する必要があると思う。

2. 業務上の反省及び改善事項

- (イ) 海外移住に関する広報宣伝については、移住関係者の独り相撲の観がするので、外部の関係機関を高度に利用すること。例えば市町村に駐在している農業改良、生活改善普及員や社会教育主事、中学校、高等学校等との連繫を密にして、海外移住に関する情報、資料を提供し、側面的な協力を得ること。
- (ロ) 日本政府の計画移住の線で、募集、選考、送出にも参加されたい。
 - a, アルゼンチンにおいては、日本系在留者の7割程度が沖縄系であるのに、ミシオネス州ガルアペ移住地へ沖縄からの送出がなされないままに満植になったのは残念だ。メンドーサー地方のアンデス入植地への割込みを考慮されたい。
 - b, ブラジルにおいては、雇用移住者には5千弗の携行金を要求しているが、日本政府関係の計画移住地へ入植する者には、携行金が免除されるとのことで、此の線での移住を強力に推進されたい。
 - c, ブラジルにおいては、渡航前に農地を所有している者には、5千円の携行金が免除されるようだが、そのような方法で推進されたい。
- (ハ) 琉球政府計画移住地（注：ボリビア）における反省及び改善事項
 - a, 経済的立ち上りのために、技術的な指導助言を必要とする。なお更に、第1次産業から第2次産業への移行の段階において、技術的にも、資本的にも援助の方策を講ずること。
 - b, 子弟の教育問題及び保健衛生問題等を恒久的に解決するために、育英資金制度を確立して、各種の所要人材を養成すること。
 - c, 日本出先関係機関から保護、援助が得られるように、日本人としての在留申告等の措置を講じて、現地で日本人移住者が享受している恩恵を同様に受けしめられたい。
 - d, 入植後、これまで享受していた文化的な生活レベルを急激に落すことなく、一定の文化生活が維持できるよう、耕地と集団居住地域との設定について、経済的立ち上がり、子弟の教育、保健衛生、協同組合等あらゆる角度から検討されたい。

三. 改善及び要望事項

- 1, 海外移住基本法（仮称）を制定して移住行政の指針を明確にされたい。
- 2, すみやかに農業センサスの結果による、農村における適正包容農家数及び余剰農家数を検討し、長期的な農業振興計画（仮称）の一環として余剰農家の海外移住に指向する計画を樹立されたい。

- (イ) 青少年は、技術習得のための本土就職が容易であらうが、中年以上で家族数名をかかえた者が、離農すれば、日稼労働者への転落が予想されるので、これまで習熟した農業技術を生かし、希望ある生活をさせるためにも、海外移住に指向されるのが得策だと思う。
- (ロ) 余剰農家の分村計画については、地縁、血縁的な連繋を利用し、4、5戸から10戸程度までの組織で、相互扶助態勢で移住できるよう指導助言が必要と思う。
- 3、現在の海外移住業務に関する機構上の改善事項
- (イ) 現在ある関係機関は合理的で、かつ能率的で、効果的運営がなされているかどうかを検討し、改善を必要とすれば、企画、監督指導部門と業務運営部門とを大別して移住行政の合理的運営を計ることが望ましい。
- (ロ) 長期計画に対処する資金計画の目途をどのようにつけるか。
- (ハ) 海外移住者の保護の一元化を計ること。
- a、海外移住及び海外への技術提携による送出については、現在のところ主管局が別々になって、保護が充分なされていないので、取扱いを一元化する必要がある。
- b、技術提携の送出にあたっては、事前に受入側の調査及び情報収集等によって、その技術の需要度、引受人の信用度、将来への見通し等を明確に把握すると共に、在外日米機関との連繋を密にして、その保護措置に万全を期すること。
- 4、琉球政府の国際的地位から考究して、海外移住基本法（仮称）の制定が困難なら、日本政府の移住政策に便乗するよう^{マツ}研討されたい。

以下の文章は原典の84頁から85頁まで、1952年（昭和27年）当時の沖縄住民が海外へ渡航した場合、日本国籍の旅券を有しなかったため、琉球政府発行の身分証明書では旅券と見なされず、1962年（昭和37年）には事件もあった事例など、玉城美五郎氏の見解もそえて記されている。

琉球の領域外における沖縄住民の身分保護を明確にされたい。

1952年4月28日、日本国との平和条約第3条の後段の取りきめによって、米国が施政権を保有して、1957年6月5日大統領行政命令第3節に「国務長官は琉球列島に関する外国及び国際機構との交渉について責任を負う」とある規定によって、日本国籍を有する沖縄住民が外国へ旅行するときは、琉球列島高等弁務官によって「沖縄住民の身分を証明すると共に旅行先の官憲に対し、旅行についての必要な便宜が与えられる」ように要請されている旅券に代る身分証明書が発行されている。

旅行先の各国官憲は「沖縄住民の身分については、琉球列島の領域を離れることによっ

て、自然的に日本人として取扱うべきであり、従って日本の出先官憲の保護を受けるべきである」との見解をもっているが、日本政府の旅券を所持していないため、各国官憲の取扱いがまちまちで旅行者（移住、雇用による旅行者を含む）が入国査証の取付や身分保護の問題で不便を感じ不安をいんでいる現状にあるので、これらの身分証明書が国際的に権威ある旅券と見做されるかどうか疑義がはさまれていると思う。

1962年4月3日インドネシアのモロタイ島海域で、琉球船籍第1球陽丸がインドネシア国軍の航空機から機銃掃射を受け、乗組員1人が死亡、3人が重傷を負う事件があったのについても、西イリアン紛争にからんで誤認され銃撃を受けたものと解せられるが、琉球船舶旗が国際的に権威ある標識であるかどうか疑問があるといわれている。

1962年3月20日、米国のケネディ大統領声明に「沖縄住民の要望である日本国民としての身分の確認、日本でなら享受できる経済及び社会福祉上の利益を受け自治権の拡大等を詳細に検討している。琉球は日本の一部であることを認め、完全に日本の主権のもとへ復帰が許される日を待望している」旨の発表があった。

1965年1月13日、佐藤、ジョンソン会談の日米共同声明の第11節の後段に「両者は沖縄住民の民生安定、福祉向上のため、今後とも同諸島に対する担当規模の経済援助を続けるべきことを確認した。両者は沖縄援助に対する日米間の協力体制が円滑に運営されていることに満足し、現行の日米協議委員会が今後は沖縄に対する経済援助問題にとどまらず、引き続き沖縄住民の福祉増大を図るために、両国が協力しうる他の問題についても協議しうるよう同委員会の機能を拡大することを原則的に意見の一致をみた」と発表した。

これまで明確に為されていない琉球の領域外での沖縄住民の身分保護について、日米協議委員会において取り上げ国際法上並びに国際慣例に従い、国際的に権威ある措置が望ましい。

米国は自由諸国の防衛のために極東に緊張が続く限り琉球列島の軍事基地を保有することを度々表明しているが、沖縄住民の協力が得られてはじめて安全に基地の維持ができると思われるので、領域内における保護については米国の責任において為し、領域外においては、国際慣例にのっとり、日本の責任でハッキリした措置がなされ住民が安心して基地目的に協力できるように、改善方を要望するものである。

ここに御参考までに、琉球列島高等弁務官の発行する身分証明書によって旅行する者が不便をかこった事例及び外国官憲の取扱いについての事例をのべたい。

1、東京における外国出先官憲の取扱い

アルゼンチン及びカナダの東京駐在出先官憲は、沖縄住民は日本に国籍があるので、日本政府発行の旅券を所持すべきだとの見解で身分証明書での入国査証を拒否して

いる。

2, ヨーロッパ諸国における取扱い

日本政府発行の旅券の場合は、ベルギー、フランス、スイス等の数十カ国への旅行については査証の相互免除の取りきめで査証の取付けを必要としないが、身分証明書に対しては査証を必要とするので予想以上の滞在日数及び費用がかかっている。

3, 南米における取扱い

ブラジル、アルゼンチン等においては移住者の到着後直ちに身分証明書を日本の出先官憲の発行する身分証明書に切換えて各々の当該国における外国人登録を受けている。

4, シンガポールにおける取扱い

南米移住者がシンガポール寄港の際に上陸見学を希望する者で日本旅券所持者は直ちに上陸が許可されるのに対し、身分証明書所持者は米国や日本の出先官憲の仲介で保証が得られなければ上陸を許可されない現状である。

4, 遭難漁夫等の取扱い

琉球に船籍を有する漁船等が外国で遭難した場合これら乗組員の保護については、日米双方の出先官憲の保護を受けられるが、万一の場合の相談相手になる出先官憲が一定していないため、常に不安や不便を感じている。

5, 東南アジア及びその他の地域へ漁業、建設業、船員等の技術者が個人的な雇用契約によって渡航した者があるが、受入側に対する調査及び身分保護に十分な手配がなされていないため、受入側が一方的に経済的な不況並びに治安の不安定等を口実に契約破棄等をもあって困難に遭遇した者が度々ある。

「参考書簡」

- a, 1958年3月7日付, 琉社移第25号の行政主席から首席民政官あて「海外移住者の身分証明書を日本政府で発給させるについて」要請の書簡及び1958年5月12日付, 高等弁務官代理から行政主席あて同上回答の書簡。
- b, 1958年6月2日付, 琉警出第71号の行政主席から高等弁務官あて「琉球列島高等弁務官が発行する身分証明書で海外渡航する琉球住民の渡航先国での身分保護について」照会の書簡及び, 1959年2月25日付, 高等弁務官代理から行政主席あて同上回答の書簡。

注

- 1) 石川友紀 (2021) 「戦後琉球政府における海外移民政策の歴史と実態 (1)」 「移民研究」 第17号, pp. 61-72, 沖縄移民研究センター。

- 2) 石川友紀 (2022) 「戦後琉球政府における海外移民政策の歴史と実態 (2)」 「移民研究」第18号, pp. 73-82, 沖縄移民研究センター。
- 3) 石川友紀 (2023) 「戦後琉球政府における海外移民政策の歴史と実態 (3)」 「移民研究」第19号, pp. 87-94, 沖縄移民研究センター。
- 4) 石川友紀 (2024) 「戦後琉球政府における海外移民政策の歴史と実態 (4)」 「移民研究」第20号, pp. 85-90, 沖縄移民研究センター。

(いしかわ ともりのり・琉球大学名誉教授・地理学)